

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2013-59(P2013-59A)

【公開日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2011-134700(P2011-134700)

【国際特許分類】

A 01 K 89/017 (2006.01)

【F I】

A 01 K 89/017

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月9日(2014.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

釣り糸を巻き取る電動リールであって、

リール本体と、

前記リール本体に回転自在に支持された糸巻き用のスプールと、

前記スプールを回転させるモータと、

前記モータの駆動を制御するモータ制御部と、

前記リール本体に揺動自在に設けられ、揺動位置に応じた回転速度で前記モータを停止状態から最大回転状態の間で回転させるレバー状の第1操作部材と、

前記リール本体に設けられ、オン操作されているときのみ前記モータを回転させ、オン操作されていないとき前記モータを停止させる第2操作部材と、  
を備え、

前記モータ制御部は、前記第1操作部材が所定の位置に揺動操作されて前記モータが所定の回転速度で回転しているとき、前記第2操作部材がオン操作されると、前記第1操作部材によって設定された前記モータを前記所定の回転速度で回転させ続けるとともに、前記第1操作部材によって設定された前記所定の回転速度を記憶する制御を行う、電動リール。

【請求項2】

前記モータ制御部は、前記第1操作部材によって設定された前記所定の回転速度を、前記第1操作部材のオフ操作によって前記モータの回転が停止した後に再度前記第2操作部材がオン操作されたときの前記モータの回転速度に設定する制御を行う、  
請求項1に記載の電動リール。

【請求項3】

前記モータ制御部は、前記第1操作部材が前記所定の位置に揺動操作されて前記モータが所定の回転速度で回転しているときにおいて、所定の停止条件が満たされたと判断されて前記モータの回転を停止させているとき、前記第2操作部材がオン操作されると、前記モータの回転を停止させ続けるとともに、前記第1操作部材によって設定された前記所定の回転速度を、前記第1操作部材をオフ操作した後に再度前記第2操作部材がオン操作されたときの前記モータの回転速度に設定する制御を行う、  
請求項1又は2に記載の電動リール。